

岩手県告示第431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が病院又は診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和3年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
市川内科医院	久慈市川崎町8番25号	令和3年3月31日
六角牛病院	遠野市青笹町中沢5地割5番地1	〃
北上市夜間臨時診療所	北上市芳町2番8号	令和3年4月1日